

障害児通所支援の利用料負担分の助成について

1 概要

現在、国・都の制度により未就学児が対象の障害児通所支援は利用料負担分が全額助成されている。

これに加えて、現在助成の対象となっていない障害児通所支援の利用料の保護者負担について、区の独自施策として世帯収入にかかわらず全額助成することで、障害児を育てる保護者の経済的負担の軽減を図る。

2 対象者

台東区内に住所を有し、通所受給者証の交付を受けた障害児の保護者のうち、障害児通所支援の利用者負担額がある方

3 対象サービス

障害児通所支援

（放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）

4 実施方法

（1）支払い

事業者への利用者負担分の支払いを区がまとめて行う。

（2）申請手続き

支給決定者には区が通所受給者証を発行するため、利用者による手続きは不要。

5 周知

就学児の障害児通所支援利用者、相談支援事業所、障害児通所支援事業所への通知に加えて、広報たいとう、区公式ホームページ、障害者支援アプリささえ～るにて周知。

6 予算額（案）

障害福祉課分 26,987千円

保健予防課分 14,448千円

7 今後の予定

令和8年4月

事業開始